

神戸市道路掘削工事 第 号
連絡協議会对図番号

神戸市長 あて

道路占用許可申請書

協議

新規 更新 変更 ()
年 月 日

住所	〒	平成	年	月	日
氏名	区	町	丁目		
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)					
担当者	TEL				

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

台帳
製作済
No.
係

調定済
記入済
No.
係

占用の目的					
占用場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所	区	町	丁目	番地先
占用物件	名称	規模		数量	
占用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	占用物件 の構造		
工事の時期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	工事实施 の方法		
道路の復旧 方法			添付書類	付近見取図 現況写真 平面図 1/500 程度 横断図面 1/100 程度 工事の仕様書 工作物の構造図 その他必要書類 (施工計画書等)	
掘削業者	監督責任者		TEL		
復旧業者	監督責任者		TEL		
掘削面積	面積	m ²	長さ	m	幅(最大)
			m	箇所	

備考

平成 年 月 日
神戸市建設局道路部管理課長 あて

上記のとおり許可したので、通知します。

神戸市建設局 事務所長

所在地	単位占用料	面積	m ²	期間	占用料	円
甲地・乙地	円	延長	m	箇月		円

(事務所→管理課)

神戸市道路掘削工事
連絡協議会对図番号 第 号

神戸市長あて

道路占用許可申請書 協議

新規 更新 変更 ()
年 月 日

住所	〒	平成	年	月	日
氏名	区	町通	丁目		
<small>(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)</small>					
担当者	TEL				

印

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的							
占用場所	路線名				車道・歩道・その他		
	場所	区	町通	丁目	番地先		
占用物件	名称	規模		数量			
占用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	占用物件 の構造				
工事の時期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	工事实施 の方法				
道路の復旧 方法			添付書類	付近見取図 平面図 1/500 程度 横断面図 1/100 程度 工事の仕様書 工作物の構造図 その他必要書類 (施工計画書等)			
掘削業者	監督責任者		TEL				
復旧業者	監督責任者		TEL				
掘削面積	面積	m ²	長さ	m	幅(最大)	m	箇所

平成 年 月 日
協議番号第 号

道路占用協議書

兵庫県

警察署長様

神戸市長 久元喜造

道路法第32条 第1項 第3項 の規定による許可をしたいので、同条第5項の規定により協議する。

(警察協議用)

神戸市道路掘削工事
連絡協議会对区番号 第 号

道路占用 許可申請 協議 書

神戸市長 あて

新規 更新 変更 ()
年 月 日

住所	区	町通	丁目	平成 年 月 日
氏名	(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)			
担当者				TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所	区	町通	丁目	番地先
占用物件	名称	規模			数量
占用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	占用物件 の構造		
工事の時期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	工事实施 の方法		
道路の復旧 方法			添付書類	不 要	
掘削業者	監督責任者			TEL	
復旧業者	監督責任者			TEL	
掘削面積	面積	m ²	長さ	m	幅(最大) m 箇所

平成 年 月 日
協議番号第 号

道路占用の協議について(回答)

神戸市長 あて

兵庫県 警察署長

平成 年 月 日付け第 号で協議のあったみだしのことについて、次のとおり回答します。

(警察回答用)

神戸市道路掘削工事
連絡協議会対回番号 第 号

道路占用 許可申請 協議書

神戸市長 へ

新規 更新 変更 ()
年 月 日

住所	〒	平成	年	月	日
氏名	区	町通	丁目		
<small>(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)</small>					
担当者	TEL				

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所	区	町通	丁目	番地先
占用物件	名称	規模		数量	
占用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	占用物件 の構造		
工事の時期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	工事实施 の方法		
道路の復旧 方法			添付書類	付近見取図 現況写真 平面図 1/500 程度 横断図面 1/100 程度 工事の仕様書 工作物の構造図 その他必要書類 (施工計画書等)	
掘削業者	監督責任者		TEL		
復旧業者	監督責任者		TEL		
掘削面積	面積	m ²	長さ	m	幅(最大)
					箇所

平成 年 月 日	起	平成 年 月 日	決				
所長	副所長	担当課長	担当課長	管理係長	安全推進係長	担当係長	係
決							
裁							

上記の申請に対し、許可してよろしいか伺います。
なお、占用料は、下記のとおり調定してよろしいか。

別紙 警察回答

所在地	単位占用料	面積	m ²	期間	占用料	円
甲地・乙地		延長	m	箇月		円

(事務所保管用)

神戸市道路掘削工事
連絡協議会对図番号 第 号

神戸市長 あて

道路占用許可申請書 協議

新規 更新 変更 ()
年 月 日

住所	〒	平成	年	月	日
氏名	区	町通	丁目		
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)					
担当者					TEL

印

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所	区	町通	丁目	番地先
占用物件	名称	規 模			数 量
占用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	占用物件 の 構造		
工事の時期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	工事实施 の 方法		
道路の復旧方法				添付書類	不 要
掘削業者	監督責任者				TEL
復旧業者	監督責任者				TEL
掘削面積	面積	m ²	長さ	m	幅(最大)
					m

- 条件 1 工事現場の起終点に道路標識，工事標示板等を設置すること。
 2 工事箇所の周囲には保安さくを設置し，夜間には注意灯，照明灯等をつけること。
 3 神戸市道路占用規則及び下記の条件を厳守すること。

神戸市建設局道路部工務課長 あて 平成 年 月 日

上記のとおり許可したので，通知します。

神戸市建設局

事務所長

(工務課通知用)

神戸市長 あて

新規 更新 変更 ()
年 月 日

住所	〒	平成	年	月	日
氏名	区	町	丁目		
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)					
担当者					TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用場所	路線名	車道・歩道・その他			
	場所	区	町	丁目	番地先
占用物件	名称	規模		数量	
占用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	占用物件 の構造		
工事の時期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	工事实施 の方法		
道路の復旧 方法			添付書類	付近見取図 平面図 1/500 程度 横断面図 1/100 程度 工事の仕様書 工作物の構造図 その他必要書類 (施工計画書等)	

道 占 第 号

新規 更新 変更

道路占用 許可 証

上記の 申請 協議 に係る占用物件につき、道路法 第32条第1項 第35条 の規定により下記の条件を 付して道路の占用を 許可 する。

有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
 占用料 ¥ _____
 条件 (1) 裏面記載事項を守ること
 (2)

所在地 平成 年 月 日
 甲地・乙地 神戸市長 久 元 喜 造

1 この道路占用許可について不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に神戸市に対して異議申立てをすることができる(なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。)

2 この道路占用許可については、この許可書を受け取った日(上記1の異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に神戸市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この許可書を受け取った日又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日又は決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

(裏)

道路占有者が守るべき事項

- 1 交付を受けた道路占有許可標識は、占有期間中、占有区域内の見やすい箇所に掲出しなければならない。
- 2 占有目的、占有物件の構造及び大きさ、工事の実施方法等は、変更許可を受けた場合のほか、許可を受けたものと相違してはならない。
- 3 神戸市道路占有規則に基づく占有する権利を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、又は担保その他私権の目的に供してはならない。
- 4 占有に伴う工事又は掘削工事の施工若しくは占有物件の管理について事故が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。
- 5 占有に伴う工事に着手しようとするとき又は当該工事が完了したときは、直ちに工事（着手完了）届出書を市長に提出し、その指示及び検査を受けなければならない。
- 6 占有物件は、道路管理上及び道路交通上支障を生じないよう維持管理しなければならない。
- 7 占有により道路を損傷したときは、これを復旧し、その費用を負担しなければならない。
- 8 占有により道路管理者に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。
- 9 相続により占有する権利を承継した相続人は、相続開始の日から14日以内に届け出なければならない。
- 10 住所、氏名等を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 11 占有料金は、指定期限内に納付しなければならない。
- 12 道路工事その他道路管理者において必要があると認めた場合において、占有物件の除却を命じたときは、道路を原状に回復しなければならない。
- 13 占有の期間が満了したとき又は占有の許可を取り消されたときは直ちに道路を原状に回復し、その旨を市長に、占有を廃止したときは直ちに道路を原状に回復し、道路占有廃止届により市長に届け出なければならない。
- 14 占有期間満了後引き続き占有しようとするときは、満了日の1月前までに申請し、許可を受けなければならない。
- 15 道路法、神戸市道路占有料条例（昭和44年3月条例第42号）、神戸市道路占有規則及び当該許可に付した条件を守らないときは、許可を取り消す。
- 16 占有区域内の土地において、道路管理者以外に権原を有する者がいる場合は、その者の同意を得なければならない。